

# ＋ 限度額適用認定証について ＋

平成 27 年 1 月受診分より

70歳未満で外来受診・入院される方は、医療費が高額療養費に該当する場合、事前に保険者から認定証の交付を受け、保険証と併せて医療機関の窓口にて提示すると、1つの医療機関での1カ月の窓口の支払いが下記の自己負担限度額までのお支払いで済むようになります。

\*ただし、食事代・保険外負担は除きます。

## ◆利用できる方◆

70歳未満の方で・・・

- ①国民健康保険の方
- ②社会保険（組合・協会けんぽ・共済組合）の方

## ◆申請の手続き方法◆

- 申請に必要な物：健康保険証、印鑑（シャチハタ以外）
  - 申請の窓口：申請は自己申請となります。ご自分の窓口をご確認の上、申請をして下さい。
    - ①国民健康保険の方 ⇒ 各市区町村役場の保険年金課係
    - ②社会保険 ⇒ 社会保険事務所、所属保険組合、会社など
- \*組合によって、手続きが異なるのでご加入の社会保険組合へお問い合わせ下さい。

## ◆1カ月の自己負担限度額◆

区分	自己負担限度額
区分 <b>ア</b> 標準報酬月額 (83万円以上)	252,600円+ (医療費10割-842,000円) × 1% 《140,100円》
区分 <b>イ</b> 標準報酬月額 (53万円~79万円)	167,400円+ (医療費10割-558,000円) × 1% 《93,000円》
区分 <b>ウ</b> 標準報酬月額 (28万円~50万円)	80,100円+ (医療費10割-267,000円) × 1% 《44,400円》
区分 <b>エ</b> 標準報酬月額 (28万円未満)	57,600円 《44,400円》
区分 <b>オ</b> 低所得 (住民税非課税)	35,400円 《24,600円》

\*《 》内は、年4回以上、高額療養費制度を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額となります。

## ◆注意点◆

- 病院ごとで、外来診療費と入院診療費は別々の取り扱いとなります。
- 限度額適用認定証は、外来受診時・入院中にご提示下さい。
- 申請には、時間がかかります。申請する方は、お早めにご手続きをお願い致します。

ご不明な点・詳細については、  
1階総合受付までご相談下さい。

